

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を行う法人その他の団体（以下「事業者」という。）及び市町等（市町及び市町のみにより組織される一部事務組合をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において地域介護・福祉空間整備等施設整備事業とは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）（以下「国実施要綱等」という。）の交付の対象事業のうち、別表1の事業の区分欄に掲げる整備を行う事業をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 申請額算出内訳書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
- オ 収支予算（見込）書の抄本（市町等にあっては、歳入歳出予算書の抄本）
- カ 配置図及び各階平面図
- キ 整備計画書
- ク 整備費の内訳書
- ケ 整備前の状況が確認できる写真
- コ 知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合におい

ては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（市町等以外の者にあつては、単価30万円）以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町等の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助対象者が市町等以外の場合においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助対象者が市町等以外の場合においては、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (9) 補助対象者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (11) 市町等以外の補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に

付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第6号)
- イ 変更申請額算出内訳書(様式第2号)
- ウ 変更事業計画書(様式第3号)
- エ 収支予算(見込)書の抄本(市町等にあつては、歳入歳出予算書の抄本)
- オ 変更後の整備計画書
- カ 変更後の整備費の内訳書
- キ 知事が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第7号)
- イ 精算額内訳書(様式第2号)
- ウ 事業実績報告書(様式第3号)
- エ 収支決算(見込)書の抄本(市町等にあつては、歳入歳出決算(見込)書の抄本)
- オ 整備実績書
- カ 支出済(見込)整備費の内訳書(整備費の金額が確認できる書類を含む。)
- キ 整備の完了を確認できる書類及び写真
- ク 知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日以内)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第8号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第8号)
- イ 資金状況調べ(様式第4号)

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社又は一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下「本部等」という。)で消費

税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則（平成31年3月18日健康福祉部長通知）

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。ただし、別表1及び別表2の高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業に係る規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年6月24日健康福祉部長通知）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年11月12日健康福祉部長通知）

- 1 この要綱は、令和元年11月12日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金のうち、令和元年9月30日までの間に補助事業が完了した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月16日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和2年4月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年2月4日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

附 則（令和3年3月30日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年6月15日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和3年6月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業の区分	対象施設	整備内容	補助対象者
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	<p>次の(1)から(12)までに掲げる施設（静岡市又は浜松市に存するものを除く。）</p> <p>(1) 大規模特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）及び併設される老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3に規定する施設をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 大規模老人短期入所施設（老人短期入所施設のうち、その入所定員が30人以上であるものであって、(1)の併設されるものを除く。以下同じ。）</p> <p>(3) 大規模軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 大規模介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 大規模介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(6) 大規模養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(7) 大規模有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項の有料老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 大規模通所介護事業所（老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターのうち、その定員が19人以上であるものをいう。）</p> <p>(9) 老人福祉センター（老人福祉法第20条の7に規定する施設をいう。）</p> <p>(10) 老人福祉施設付設作業所（老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和52年8月1日社老第48号社会局長通知）別紙2に規定する施設をいう。）</p> <p>(11) 老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2に規定する施設をいう。）</p> <p>(12) 在宅複合型施設（在宅複合型施設の整備について（平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知）2(1)に規定する施設をいう。）</p>	対象施設について、国実施要綱等に基づき、安全性に問題があるブロック塀等の改修等の整備をすること。	対象施設の設置者
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	<p>次の(1)から(5)までに掲げる施設（静岡市又は浜松市に存するものを除く。）</p> <p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(3) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(4) 大規模介護医療院</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p>	対象施設について、国実施要綱等に基づき、非常用自家発電設備を整備すること。	
高齢者施設等の給水設備整備事業	<p>次の(1)から(5)までに掲げる施設（静岡市又は浜松市に存するものを除く。）</p> <p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(3) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(4) 大規模介護医療院</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p>	対象施設について、国実施要綱等に基づき、給水設備を整備すること。	

<p>高齢者施設等の水害対策強化事業</p>	<p>次の(1)から(5)までに掲げる施設（静岡市又は浜松市に存するものを除く。） (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模軽費老人ホーム (3) 大規模介護老人保健施設 (4) 大規模介護医療院 (5) 大規模養護老人ホーム</p>	<p>対象施設について、国実施要綱等に基づき、水害対策に伴う改修等を行うこと。</p>
<p>高齢者施設等の換気設備設置事業</p>	<p>次の(1)から(7)までに掲げる施設（静岡市又は浜松市に存するものを除く。） (1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (2) 大規模老人短期入所施設 (3) 大規模軽費老人ホーム (4) 大規模介護老人保健施設 (5) 大規模介護医療院 (6) 大規模養護老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム</p>	<p>対象施設について、国実施要綱等に基づき、換気設備を設置すること。</p>

別表 2

1 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

補助対象経費	補助基準額	単位	補助率 (額)
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額の4分の3の額	1 施設当たり	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内

2 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

補助対象経費	補助基準額	単位	補助率 (額)
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額の4分の3の額	1 施設当たり	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内

3 高齢者施設等の給水設備整備事業

補助対象経費	補助基準額	単位	補助率（額）
高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものあって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額の4分の3の額	1施設当たり	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

4 高齢者施設等の水害対策強化事業

補助対象経費	補助基準額	単位	補助率（額）
高齢者施設等の水害対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものあって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額の4分の3の額	1施設当たり	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

5 高齢者施設等の換気設備設置事業

補助対象経費	補助基準額	単位	補助率（額）
<p>高齢者施設等の換気設備設置事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>4,000円に施設延べ床面積(知事が認めた面積)を乗じて得た額の範囲内で、知事が認めた額</p>	<p>1 施設 当 たり</p>	<p>補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度において地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4横型）

申請額算出内訳書（変更申請額算出内訳書、精算額内訳書）

施設の設置者 _____ 施設の種別・名称 _____

（単位：円）

事業の区分	対象経費の実支出(予定)額 A	総事業費 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D(B-C)	A欄とD欄を比較して いずれか少ない方の額 E	E×補助率 F	補助基準額 G	補助所要額 H	抵当権設定の有無

(注)

- 1 H欄には、F欄とG欄を比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
- 2 抵当権設定の有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記載すること。また、抵当権を設定した場合は、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。
- 3 変更申請額算出内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置者及び運営者
- (5) 入所（利用）定員

対象施設の種類	定 員	開設年月日
	人	

2 整備に係る事業計画

(1) 整備の概要

(2) 整備費内訳

ア	工 事 費	_____円
イ	工 事 事 務 費	_____円
ウ	備 品 購 入 費	_____円
エ	その他（ 費）	_____円
オ	合 計	_____円

(3) 財源内訳

ア	県 費 補 助 金	_____円
イ	〇 〇 補 助 金	_____円
ウ	設 置 者 負 担 金	_____円
	（内訳） 一 般 財 源	_____円
	地 方 債	_____円
	借 入 金	_____円
	寄 附 金	_____円
エ	合 計	_____円

(4) 施工計画

- ア 事業の実施期間
- イ 事業完了（予定）年月日
- ウ 請負工事の施工計画（請負工事契約を締結（予定）の場合のみ）
 - (ア) 契約（予定）年月日
 - (イ) 着工（予定）年月日
 - (ウ) 完成（予定）年月日

(5) その他参考事項

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金調書

_____年度

市町名_____

(単位：円)

歳 入			歳 出							
科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	左のうち 県補助金 相当額	支出済額	左のうち 県補助金 相当額	翌年度 繰越額	左のうち 県補助金 相当額	備 考

(注)

- 「科目」欄は、歳入にあつては款項目節を、歳出にあつては款項目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に補助金額を内書括弧をもって附記すること。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 別添 変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 前回までの交付決定金額 | 円 |
| (2) 今回変更承認申請額 | 円 |
| (3) 差引増減金額 | 円 |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域介護・福祉空間整備等施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

年度 消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 3 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 5 補助金返還相当額（4の額から3の額を差し引いた額） 金 円
- 6 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名